

第四次草加市総合振興計画第三期基本計画策定等支援業務委託

# 公募型プロポーザル募集要領

第四次草加市総合振興計画第三期基本計画策定等支援業務委託に係る  
公募型プロポーザル募集要領

目 次

|    |                |       |
|----|----------------|-------|
| 1  | 名称             | ・・・ 1 |
| 2  | 業務概要           | ・・・ 1 |
| 3  | 履行期間           | ・・・ 1 |
| 4  | 業務規模           | ・・・ 1 |
| 5  | 参加資格           | ・・・ 1 |
| 6  | スケジュール         | ・・・ 2 |
| 7  | 参加表明書の提出及び書類審査 | ・・・ 2 |
| 8  | 提案書の提出要請       | ・・・ 3 |
| 9  | 提案書の提出         | ・・・ 3 |
| 10 | 提案に関する質問及び回答   | ・・・ 4 |
| 11 | プレゼンテーションの実施   | ・・・ 4 |
| 12 | 受託候補者の選定       | ・・・ 5 |
| 13 | 契約の締結          | ・・・ 5 |
| 14 | 提案書等の無効        | ・・・ 5 |
| 15 | その他            | ・・・ 5 |
| 16 | 事務担当部署         | ・・・ 6 |
|    | 別表（選定基準）       | ・・・ 7 |
|    | 様式             | ・・・ 8 |

## 1 名称

第四次草加市総合振興計画第三期基本計画策定等支援業務委託

## 2 業務概要

草加市では、計画期間を平成28年度（2016年度）からの20年間とする第四次総合振興計画基本構想にある将来像「快適都市 ～地域の豊かさの創出～」の実現に向け、令和元年度に第四次草加市総合振興計画第二期基本計画（以下、「基本計画」という。）を策定し、まちづくりに取り組んでいるところですが、基本計画の計画期間が令和5年度をもって終了することから、引き続き社会経済上に的確に対応しつつ、将来像の実現に向けた市政運営を進めるため、新たに第三期基本計画を策定することとしており、令和4年3月に「第四次草加市総合振興計画第三期基本計画策定等方針（以下、「策定等方針」という。）」を定めています。

本業務は、策定等方針に基づき、基本構想について必要な見直しを行うとともに、新たに令和6年度（2024年度）を始期とする第三期基本計画を策定するものであり、豊富な経験と高い専門性を有する事業者へ策定等支援業務を委託し、実効性の高い第三期基本計画を効率的かつ円滑に策定することを目的とします。なお、業務内容の詳細については、別に示す仕様書のとおりとします。

## 3 履行期間

契約締結日から令和5年（2023年）3月31日まで

## 4 業務規模

本業務の上限価格は、9,350,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とします。

## 5 参加資格

本業務に係る提案に参加する者は、次に掲げる事項を全て満たす者としてします。

- (1) 令和3・令和4年度草加市入札参加資格者名簿の「物品・役務」、又は「設計・調査・測量」のいずれかに登録していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 公告の日から選定結果通知の日までの期間に、市の指名停止等の処置を受けていない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、手続開始決定がされており、かつ、公告日において本市の再審査を受け、競争入札参加資格を有する者は対象とする。
- (5) 埼玉県又は東京都内に本店、支店・営業所等を有していること。
- (6) 草加市暴力団排除条例（平成24年9月20日条例第30号）第2条第1号及び第3号に該当しないこと。

- (7) 平成30年4月以降に、地方公共団体が発注した総合振興計画（総合振興計画に類似する行政計画）の策定等支援業務を受託し、完了した実績を有すること（元請けに限る）。なお、総合振興計画の策定等支援業務実績とは計画策定に係る本体業務を受託した実績であり、アンケート調査業務や印刷製本業務等の業務の一部のみの受託は実績として含まないものとする。
- (8) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を過去10年以内に2件以上有する者を二人以上配置できる者であること。

## 6 スケジュール（予定）

- (1) 参加表明・質問提出期限  
令和4年4月25日（月）頃
- (2) 質問回答  
令和4年4月28日（木）頃
- (3) 提案書・見積書提出期限  
令和4年5月19日（木）
- (4) プレゼンテーション  
令和4年5月23日（月）または24日（火）頃  
※時間、場所等は、対象となるプレゼンテーション参加事業者に別途通知します。
- (5) 受託候補者決定  
令和4年6月上旬

## 7 参加表明書の提出及び書類審査

本業務に係る提案に参加を希望する者は、次のとおり参加表明書等を提出し、書類審査を受けるものとします。

- (1) 提出書類
  - ① 参加表明書（様式1）
  - ② 会社概要（様式2）
  - ③ 業務実績（様式3）

本業務との類似性を重視し、地方公共団体が発注した総合振興計画（総合振興計画に類似する行政計画）の策定等支援業務について、合計5件まで記載できるものとします。同一発注者の業務については、主要なものを1件記載するものとします。記載した業務については、それを証する契約書等の写し（仕様書を含む。）を添付してください。
  - ④ 草加市入札参加資格者名簿の登録に必要な書類  
※草加市入札参加資格者名簿に登録されていない場合のみ  
(必要な書類の詳細については、本業務担当部署へお問い合わせください。)
- (2) 提出部数  
正本1部、副本10部（正本は原本、副本は写し）

(3) 提出方法

総合政策部総合政策課へ郵送又は持参

【郵送先】〒340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 草加市役所総合政策部総合政策課

【持参場所】埼玉県草加市高砂1-1-1 本庁舎西棟2階

(4) 提出期限

令和4年4月25日（月）午後5時まで（郵送の場合は同日必着）

(5) 受付時間

午前8時30分から正午まで、及び午後1時から午後5時まで（土・日・祝を除く。）

(6) 書類審査

第四次草加市総合振興計画第三期基本計画策定等支援業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、別表に定める評価基準により、上記(1)の書類審査を実施します。なお、通知書は令和4年5月6日（金）頃に発送する予定です。

## 8 提案書の提出要請

参加表明書を提出した者について、参加資格を確認し、書面により提案書の提出を要請します。

なお、参加表明書を提出する業者が多数あった場合には、選定委員会において、別表に定める選定基準により7(1)の書類審査を実施し、提案者を制限することがあります。この場合、提案者とならなかった者には、書面によりその旨を通知します。

## 9 提案書の提出

上記8により提案書の提出を要請された業者は、次のとおり提案書等を提出するものとします。

(1) 提出書類

① 提案書（様式4）

② 提案の詳細

別に示した仕様書を参照の上、別表の選定基準の各項目に準じ作成してください。各項目の細分化、項目の追加は認めません。

形式は、A4縦サイズ、横書き、フォントサイズを12ポイントとし（図式は除く。）、15ページ以内（表紙、目次は除く。）とし、簡潔で分かりやすい記述をお願いします。

③ 工程表（様式5）

④ 配置予定者調書（様式6）

統括責任者（1名）、主要な担当者（4名以内）について、担当者ごとに作成してください。業務実績については、本業務との類似性、担当区分・業務内容との関連性が分かるように記載してください。記載した業務については、それを証する契約書等の写し（仕様書を含む。）を添付してください。

⑤ 価格提案書（様式7）

項目ごとの金額を明示した内訳を作成し、添付してください。

- (2) 提出部数  
正本1部、副本12部（正本は原本、副本は写し）
- (3) 提出方法  
総合政策部総合政策課へ郵送又は持参  
【郵送先】〒340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 草加市役所総合政策部総合政策課  
【持参場所】埼玉県草加市高砂1-1-1 本庁舎西棟2階
- (4) 提出期限  
令和4年5月19日（木）午後5時まで（郵送の場合は同日必着）
- (5) 受付時間  
午前8時30分から正午まで、及び午後1時から午後5時まで（土・日・祝を除く。）

## 10 提案に関する質問及び回答

- (1) 質問書の提出  
提案書等に関する質問がある場合は、質問書（様式8）に質問事項を記載し、電子メールに添付して提出してください。メールの件名は「第四次草加市総合振興計画第三期基本計画策定等支援業務委託に係る公募型プロポーザルに関する質問（質問者名）」としてください。電話や窓口での質問は受け付けません。  
なお、電子メール送信後、確認のため電話による連絡をお願いします。
- (2) 受付期間  
令和4年4月25日（月）午後5時まで（土・日・祝を除く。）
- (3) 質問に対する回答  
提出された質問事項を取りまとめの上、参加表明書を提出した全事業者に対し、令和4年4月28日（木）までに電子メールにて回答する予定です。  
この回答は、募集要領をはじめとする本プロポーザルに関する書類の記載事項追加又は修正とみなします。回答に対する再質問は原則受け付けません。また、募集要領や仕様書、様式の欄外に明記している場合には回答しないことがありますのでご了承ください。

## 11 プレゼンテーションの実施

提出した提案について、選定委員会に対しプレゼンテーションを行っていただきます。

- (1) 実施予定日  
令和4年5月23日（月）または24日（火）  
※時間、場所等は、対象となる業者に別途通知します。
- (2) 出席者  
プレゼンテーションの出席者は3名以内とします。  
受注した場合における当該業務に従事する者がプレゼンテーションを行うものとします。
- (3) 持ち時間  
機器の接続、質疑応答10分程度を含め、30分以内を予定しています。  
持ち時間は業者数により、変更する場合があります。

#### (4) その他

プレゼンテーションは提出した提案書に沿って、提案内容の説明等を行うものとします。プレゼンテーションで使用するスクリーン、プロジェクターについては市で準備します（市が用意するプロジェクターとパソコンの接続ケーブルの端子は HDMI 端子及び VGA 端子となりますので）。

なお、プレゼンテーションに必要なパソコンその他の機器、市が用意する機器等では不十分な場合については、提案者で用意してください。

## 12 受託候補者の選定

選定委員会により、提出書類及びプレゼンテーションの内容を評価し、評価点数が総合計に対し100分の60を満たした者を合格とするとともに、評価点数が最高得点となった者を受託候補者として選定します。ただし、最高得点となった者が複数ある場合は、選定委員会で協議の上、選定します。

なお、最高得点となった者が選定委員会の定める基準点に満たなかった場合は、受託候補者を選定せず、選定方法を見直した上で、再公募します。

### (1) 選定基準

別表に定めるとおりです。

### (2) 選定結果の通知

選定委員会による選定結果は、プレゼンテーション参加事業者全てに書面で通知するとともに、市のホームページで公開します。

なお、プレゼンテーションに応募した時点でホームページの公開にも了承したものとします。

## 13 契約の締結

上記12で選定された者と契約締結の交渉を行います。契約が成立しない場合は、選定委員会による評価点数が高い者から順に、契約締結の交渉を行います。

なお、本提案が採用されたことをもって、提案したすべての内容（金額・仕様・数量等）について契約を保証するものではありません。契約内容（金額・仕様・数量等）については市と協議の上、決定します。

## 14 提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された提案書等を無効とします。

- (1) 提出書類が期限内に提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) その他、本募集要領において示した条件等を満たしていない場合

## 15 その他

- (1) 提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等の本プロポーザルに要する費用は、すべて提案者の負担とします。
- (2) 提出された書類等について、受託候補者選定までの間は、記載内容の追加及び変更は、原則として認めません。
- (3) 提出された書類等は、一切返却いたしません。
- (4) 提出された書類等は、本プロポーザルで必要な場合は、複製することがあります。提案者に無断で本プロポーザル以外に使用することはありません。
- (5) 提出された書類等については、草加市情報公開条例（平成12年条例第30号）の規定に基づく開示請求があった場合には、対象文書として原則開示する場合があります。
- (6) 配置予定者調書に記載した担当者は、原則として変更できません。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合には、事前に市の了解を得るものとします。この場合、変更前と同等以上の能力を有する者としてください。
- (7) 本契約締結日前に、プロポーザルの審査第一位となった者が、本プロポーザル実施に際し談合その他不正行為を行ったと認められた場合は、本契約を締結しません。また、本契約を締結しないことに伴い相手方に損害が生じて、草加市は一切の責任を負いません。
- (8) 本契約締結日までに草加市から指名停止の処分を受けた場合は、本契約を締結しません。また、本契約を締結しないことに伴い相手方に損害が生じて、草加市は一切の責任を負いません。
- (9) 正当な理由がなくプレゼンテーションを欠席した場合は、失格とします。
- (10) 新型コロナウイルスの感染状況等により、プレゼンテーションを中止し、書類審査のみで受託候補者を選定する場合があります。

## 16 本プロポーザルに関する担当部署

草加市総合政策部総合政策課 夢田・三浦  
〒340-8550 草加市高砂一丁目1番1号  
TEL：048-922-0749（直通）  
FAX：048-924-4955  
電子メール：sogoseisaku@city.soka.saitama.jp

※ 本プロポーザルに関する書類の提出、質問等は全て上記担当部署で受け付けます。仕様書、各種様式等は全て草加市ホームページからダウンロードしてください。



別表（選定基準）

| No.           | 評価項目       |               | 評価の視点・基準   | 配点  |
|---------------|------------|---------------|--|-----|
| ①             | 事業実績       | 同種業務・類似業務の実績  | 地方公共団体が発注した総合振興計画の策定業務の元請としての受注実績があるか。                           | 5   |
|               |            | 実績の活用         | 同種事業・類似業務実績に基づくノウハウ・経験等を本事業に活かせる可能性が高いか。                         | 15  |
| ②             | 業務実施体制     | 配置予定従事者の実績・能力 | 配置予定従事者が、本事業の実施に活かせる実績、必要な資格等を有しているか。                            | 10  |
|               |            | 実施体制          | 適切な人員体制及びバックアップ体制がとられており、円滑かつ安定的な業務遂行が期待できるか。                    | 5   |
| ③             | 業務実施計画     | 工程            | 実現可能な工程及び作業内容が明確に示されているとともに、進捗が滞った際の対応について検討されているか。              | 5   |
| ④             | 事業内容に対する提案 | 市への理解度        | 本市について調査・分析を行い、現状及び課題について高い理解を有しているか。                            | 15  |
|               |            | 基礎調査          | 計画を策定するために必要な基礎データについて検討され、地図情報データの作成をはじめ効果的な調査・分析方法が盛り込まれているか。  | 10  |
|               |            | 現行計画の検証       | 現行計画の客観的な検証方法の実施、及び、検証結果の活用方法について検討されているか。                       | 15  |
|               |            | 市民参画          | 実施方法はスケジュールの妥当性や新型コロナウイルス感染症の拡大防止を配慮するとともに、市民意見等の反映について検討されているか。 | 15  |
|               |            | 計画策定          | 重点テーマや施策の見直しに当たっては、本市の現状と課題を踏まえた今後の方向性について、草加市の独自性を考慮し検討されているか。  | 20  |
|               |            | 指標・進捗管理方法     | 計画策定時の指標設定においては職員を巻き込み、計画策定後においても効果的かつ適切な進捗管理の実施につながる提案となっているか。  | 20  |
|               |            | 計画書           | 本編及び概要版は市民にとって読みやすく、わかりやすいデザイン・レイアウトのイメージが検討されているか。              | 10  |
|               |            | 各種会議の運営支援     | 各種会議の開催前、開催中及び開催後における提案事業者の活躍が十分に期待できるか。                         | 10  |
|               |            | 独自の提案         | 民間事業者のアイデアやノウハウ、実績等を活かした、独自性・先進性が高く、計画策定に有益な提案等が示されているか。         | 20  |
| ⑤             | 事業者評価      | プレゼンテーション     | 提案内容の説明が分かりやすく、質問に対し適切な応答を行い、業務を成功させる意欲と情熱が感じられるか。               | 15  |
| ⑥             | 見積価格       | 価格の妥当性        | 提案内容に対して妥当な見積であるか。   | 10  |
| 合計（審査委員1人あたり） |            |               |  | 200 |